

第 39 回

議案書

令和 2 年 12 月 4 日

香芝市地域公共交通活性化協議会

議案書目次

議案番号	件名	〈頁〉
第1号議案	香芝市地域公共交通活性化協議会規約改正（案）について	1
第2号議案	コミュニティバスにおける運送しようとする旅客の範囲について	7

第1号議案

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正することについて

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のとおり改正する。

令和2年12月4日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会
会長 小林 悟

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

香芝市地域公共交通活性化協議会規約（平成22年10月21日施行）の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「地域公共交通成計画（以下「交通計画」という。）」に改める。

第3条第1号から第3号までの規定中「網形成計画」を「交通計画」に改める。

附 則

この規約は、令和2年12月4日から施行する。

香芝市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 香芝市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>交通計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</p> <p>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 香芝市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、地域の実情に即した輸送サービスを実現するために設置する。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>の達成状況の評価に関すること。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等の協議に関すること。</p> <p>(5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。</p>

改正後	改正前
<p>(地域公共交通計画)</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、<u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通計画」という。)</u>を作成するよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>地域公共交通計画</u> においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 <u>地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</u></p> <p>二 <u>地域公共交通計画</u> の区域</p> <p>三 <u>地域公共交通計画</u> の目標</p> <p>四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>五 <u>地域公共交通計画</u> の達成状況の評価に関する事項</p> <p>六 計画期間</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、<u>地域公共交通計画</u> の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>3 <u>地域公共交通計画</u> においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>一 <u>第三十七条の規定による資金の確保に関する事項</u></p> <p>二 <u>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項</u></p> <p>三 <u>観光の振興に関する施策との連携に関する事項</u></p>	<p>(地域公共交通網形成計画)</p> <p>第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、<u>持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画(以下「地域公共交通網形成計画」という。)</u>を作成することができる。</p> <p>2 <u>地域公共交通網形成計画</u>においては、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 <u>持続可能な地域公共交通網の形成</u> に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針</p> <p>二 <u>地域公共交通網形成計画</u>の区域</p> <p>三 <u>地域公共交通網形成計画</u>の目標</p> <p>四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項</p> <p>五 <u>地域公共交通網形成計画</u>の達成状況の評価に関する事項</p> <p>六 計画期間</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、<u>地域公共交通網形成計画</u>の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>3 <u>地域公共交通網形成計画</u>においては、前項各号に掲げる事項のほか、<u>都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項</u>を定めるよう努めるものとする。</p>

四 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

- 4 第二項第三号に掲げる事項には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。
- 5 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。
- 6 地域公共交通計画 は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 7 地方公共団体は、地域公共交通計画 を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 8 市町村の区域を超えた広域的な地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進しようとする二以上の市町村は、共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成することを要請することができる。
- 9 都道府県は、前項の規定による要請があった場合において、住民の移動に関する状況を勘案して二以上の市町村にわたり一体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進する必要があると認めるときは、

4 第二項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

5 地域公共交通網形成計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十四条の二の移動等円滑化の促進に関する方針及び同法第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。

6 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

地域公共交通計画を作成するものとする。

10 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。

12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

13 第七項から前項までの規定は、地域公共交通計画の変更について準用する。

7 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。

8 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県(当該地域公共交通網形成計画を作成した都道府県を除く。)並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通網形成計画を送付しなければならない。

9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通網形成計画の送付を受けたときは、主務大臣にあつては地方公共団体に対し、都道府県にあつては市町村に対し、必要な助言をすることができる。

10 第六項から前項までの規定は、地域公共交通網形成計画の変更について準用する。

第2号議案

コミュニティバスにおける運送しようとする旅客の範囲について

道路運送法第79条の2第1項第4号に定める「運送しようとする旅客の範囲」を「香芝市に在住する住民及びその親族又は観光旅客その他の香芝市を来訪する者」とする。

令和2年12月4日提出

香芝市地域公共交通活性化協議会
会長 小林 悟

第2号議案説明書

コミュニティバスにおける運送しようとする旅客の範囲について

【内容】

地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることが道路運送法の改正により明確化されたことに伴い、香芝市コミュニティバスにおいても運送しようとする旅客の範囲を本市に在住する住民及び親族、その他、本市に日常の用務を有する者に加え、観光旅客等も対象とするもの。

■道路運送法（抄）

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 略

二 市町村(特別区を含む。)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。

三 略

（登録の申請）

第七十九条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～三 略

四 運送しようとする旅客の範囲

五 略

参照資料 道路運送法 <新旧対照表>

改正後	改正前
<p>(有償運送)</p> <p>第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一 災害のため緊急を要するとき。</p> <p>二 市町村(特別区を含む。_____)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により<u>地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送</u>(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。</p> <p>三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p>	<p>(有償運送)</p> <p>第七十八条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。</p> <p>一 災害のため緊急を要するとき。</p> <p>二 市町村(特別区を含む。<u>以下この号において同じ。</u>)、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により<u>一の市町村の区域内の住民の運送</u> _____<u>その他の国土交通省令で定める旅客の運送</u>(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。</p> <p>三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p>